

第8回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和元年12月26日(木)10時00分から12時00分まで
開催場所	市庁舎 2階応接室 ほか
出席者	青木座長、上村委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	柏木委員
関係局	経済局
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人) ※立地企業訪問については非公開
議 題	企業立地における税制の活用について (1) 企業立地促進条例の中間報告 (2) 立地企業訪問
議 事	<p>(1) 企業立地促進条例の中間報告 経済局より配付資料に沿って説明があった。</p> <p>【委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の改正で、固定資産取得型について、税軽減から助成金に変えたが、税軽減と助成金のどちらが支援策として効果的なのか。財政的な制約もあり、企業にとってどちらが得なのかということもある。なかなか決めがたいところがある。 ○ テナント型については、税軽減には即効性があるということから、固定資産取得型とは逆に、助成金から法人税割の軽減に変えた。どういう企業を誘致したいかによるが、企業は景気で赤字になったり黒字になったりするのが普通である。赤字のときには支援をしないのか、赤字のときでも多少の支援をするのか、制度設計の仕方だと思う。 ○ 企業にとっては、進出するときに初期費用がかかるので、その際に助成金がもらえるというのは、キャッシュアウトが少なくなり、銀行からの借入れをしなくてもよくなるという部分で、短期的には効果があると思う。 ○ 支援措置の検討にあたっては、環境配慮の視点を検討してほしい。縦割りの担当局ごとの政策ではなく、市全体で考え、幅広い視点で政策を組んでいただきたい。 ○ 実績を何で見ると。件数だけでは正しい実績を把握するのは難しい。多くのオフィス床を使う企業を誘致しても、件数としてのカウントは1件となってしまう。投資額など、様々なものを組み合わせてもいいと思う。 ○ 工業集積の維持について、あまり効果が上がっていないようであれば、税軽減などの支援も必要があるのではないかと。準工業地域での用途規制の面から誘導する方法もあるのではないかと。 <p>(2) 立地企業訪問 条例を活用して横浜に実際に立地した企業を訪問し、事業所の視察及び企業立地に関してヒアリングを行った。</p>
資 料	企業立地促進条例の中間報告について